マンションの長寿命化のための大規模修繕に伴う固定資産税減額申告書

年　　月　　日

富士宮市長　　様

申告者（納税義務者）

住　　所（所在地）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

氏　　名（名称）

個人番号（法人番号）

電話番号

地方税法附則第１５条の９の３第１項に規定するマンションの長寿命化のための大規模修繕に伴う減額について、富士宮市税条例附則第９条の３第１０項の規定により、事実を証する書類を添えて下記のとおり申告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 家屋の所在地 |  |
| 家屋番号 |  | 種類（用途） |  |
| 床面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 建築年月日 |  | 登記年月日 |  | 修繕工事完了日 |  |
| 修繕工事が完了した日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由 | ※修繕工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合にのみ記入してください。 |
| 備考 | （申告書に添付する必要書類）□大規模の修繕等証明書またはその写し□過去工事証明書またはその写し□（助言または指導を受けて長期修繕計画を見直した場合）助言・指導内容実施等証明書またはその写し　※助言・指導内容実施等証明書は富士宮市が発行します。詳細は、都市整備部建築住宅課へお問い合わせください。（電話：0544-22-1163）□（管理計画認定マンションの場合）　修繕積立金引上証明書またはその写し□総戸数が分かる書類　（例）設計図書など以上は、国土交通省ホームページホームページ（マンション長寿命化促進税制）からダウンロードできます。□個人番号確認資料（通知カード、個人番号カード、個人番号の記載がある住民票など）□身元確認資料（運転免許証、パスポート　など）　※代理人による申請の場合は、上記資料のほかに代理人の本人の確認資料が必要です。（減額される額）翌年度分の固定資産税の３分の１の額を減額。（当該マンションの家屋にかかる床面積１００㎡相当分までを限度）（修繕工事の要件）　次の１、２のどちらにも該当するマンション　１．大規模修繕工事を過去に1度以上実施したことがある新築された日から２０年以上経過している１０戸以上のマンションであること。　２．令和５年４月１日～令和９年３月３１日の間に２回目以降の大規模修繕工事を完了していること。　３．長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること。 |